

災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「令和4年8月3日からの大雨による災害」に伴い石川県内に適用された災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として賃貸型応急住宅を提供するために必要な事項を定める。

（県の役割）

第2条 県は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 国との協議に関する事
- (2) 入居条件の検討、制度の周知に関する事
- (3) 貸主、市町、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会石川県本部・公益社団法人全国賃貸経営者協会連合会（以下、「団体」という。）、入居者等の調整に関する事
- (4) その他県が必要と認める事

（市町の役割）

第3条 市町は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入居希望者の相談、受付に関する事
- (2) 入居希望者からの申込書、契約書等の作成依頼、受理及び補正に関する事
- (3) 入居者の支援に関する事
- (4) 別紙「石川県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」①～⑦で定める費用の支払いに関する事
- (5) 貸主、県、市町、団体及び入居者等の調整に関する事
- (6) その他県及び市町が必要と認める事

（団体の役割）

第4条 団体は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として供給可能な物件の情報収集に関する事
- (2) 被災者からの物件相談に関する事
- (3) 貸主、県、市町及び入居者等の調整に関する事
- (4) その他必要と認める事

(宅地建物取引業者の役割)

第5条 宅地建物取引業者は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 貸主との契約に関すること
- (2) 入居者の入退去手続きに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅の管理（入退居支援等）に関すること
- (4) 貸主、県、市町、団体及び入居者等の調整に関すること
- (5) その他必要と認めること

(入居対象者)

第6条 賃貸型応急住宅に入居できる者は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

- (1) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
 - ② 半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない者や、水害によるにおい等の影響で生活が困難な者
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※1）、住宅が被害を受けて居住することが困難となり親族宅等に身を寄せているなど、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市町長が認める者
※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。
※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1ヶ月以上かかり自らの住宅に居住できない場合を指す。
 - ④ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- (2) 自らの資力を以てしては住宅を確保することができない者

(賃貸型応急住宅の条件及び経費の負担)

第7条 別紙「石川県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」に適合し、市町が賃貸型応急住宅として被災者に提供することに貸主が同意した住宅につき、市町が支払った所定の費用を県が負担するものとする。

(入居手続き等)

第8条 賃貸型応急住宅への入居手続きなどに必要な事項については、県が別に定める「災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅に係る事務処理要領」によるものとする。

(その他)

第9条 その他、この要綱の施行に関し、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月12日から施行し、令和4年8月4日から適用する。

この要綱は、令和4年8月16日から施行する。

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

(別紙) 石川県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担

(1) 要件

①家賃等	<p>1 家賃 住居への入居人数に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。 2名以下：5.5万円以下 3～4名：6.5万円以下 5名以上：9.5万円以下</p> <p>2 共益費 3 管理費</p>
②退去修繕負担金	<p>家賃の2ヶ月分以内 ※退去時における原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。</p>
③礼金	<p>家賃の1ヶ月分以内</p>
④仲介手数料	<p>家賃の0.55ヶ月分以内</p>
⑤損害（火災）保険料	<p>・県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害（火災）保険料 ・既に民間賃貸住宅の契約を締結済で家財等の私財への補償分を除く保険料を算出できる場合 1万円/年以内</p>
⑥鍵交換費	<p>実費</p>
⑦更新手数料	<p>家賃の0.55ヶ月分以内</p>
⑧借上げ住宅への入居期間	<p>入居日から2年以内</p>
⑨その他条件	<p>・耐震性が確認されている住宅（※）を推奨する。 ※ 昭和 56 年6月1日以降に建設されたもの。または、同等の耐震性があることについて確認されていること。 ・不動産仲介業者の斡旋により賃貸すること。</p>

(2) 経費の負担

①～⑦（※）については県が負担（市町が支払い）するものとする。

※⑤で定める「県で一括加入する家財等の私財への補償を含めない損害（火災）保険料」は県が負担及び支払うものとする。